耐震関係補助制度

「木造住宅耐震改修費補助」の額を平成25年度は100万円から120万円に引き上げます（先着順40人）

市では、近い将来起こる可能性が高いと言われている「東海地震・東南海地震・南海地震」の被害を軽減するために、平成25年度「木造住宅耐震改修費補助」の額を、100万円から120万円に引き上げます。また、「木造住宅簡易耐震改修補助」を「段階的耐震改修補助」に変更して補助金を増額します。補助制度を有効に活用していただき、地震に強い住宅に改修をお願いします。

※各申請について、補助金交付決定前に工事着手した場合は補助対象にはなりませんのでご注意ください。

※この他にも要件がありますので、詳しくは市ホームページをご覧いただくか、建築課へお問合せください。

▶申込み・問合せ　建築課　建築係（☎95-0128）へ。

		概　要	補　助　額　等	備　考（対象となる建築物の条件等）
耐震診断	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。	市が行い、個人負担無料です。	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること 在来軸組構法、伝統工法の2階建て以下の木造住宅であること
耐震診断	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。	いずれか低い額 ・耐震診断費用の2/3（一戸建、一戸建以外共通） ・延べ床面積（㎡）×延べ面積当たり単価※×2/3（一戸建以外）	一戸建：補助限度額　1戸あたり8.6万円 一戸建以外：補助限度額　1戸あたり5万円、かつ1棟あたり160万円を限度 （※延べ面積によって単価が異なります。）
耐震改修	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一般型耐震改修 ア）工事費：かかった費用（平成25年度は限度額110万円） イ）設計費：かかった費用の2/3（限度額10万円） ウ）補助合計　ア）工事費＋イ）設計費＝120万円（平成25年度）	耐震診断において判定値が1.0未満である木造住宅を耐震改修工事により判定値を1.0以上かつ1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上とすること
耐震改修	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	段階的耐震改修　一段目耐震改修 ア）工事費：かかった費用（限度額50万円） イ）設計費：かかった費用の2/3（限度額10万円） ウ）補助合計　ア）工事費＋イ）設計費＝60万円	耐震診断において判定値が0.4以下である木造住宅を耐震改修工事により判定値を0.7以上かつ1.0未満とするもの
耐震改修	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	段階的耐震改修　二段目耐震改修 ア）工事費：かかった費用（限度額30万円） イ）工事監理費：かかった費用の2/3（一段目イ）と合計して限度額10万円） ウ）補助合計　ア）工事費＋イ）工事監理費＝30万円	1段目の耐震改修工事を実施したものまたは平成25年3月31日までに簡易耐震改修工事を実施し、補助金の交付を受けた木造住宅を総合判定の判定値または評点を1.0以上とする2段目の耐震改修工事
耐震改修	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一戸建の場合 ・32,600円×延べ面積×23%×2/3 一戸建以外の場合は別に定めあり。	耐震診断において安全な構造でないと判断されたもの 一戸建：補助限度額　1戸当たり80万円 一戸建以外：マンション、避難路沿道等分譲マンションが該当します。詳細についてはお問合せください。
解体	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体の費用の一部を補助する。	解体費：かかった費用（限度額20万円）	床面積は30㎡以上であること 地震発生時に通行を確保すべき道路から当該住宅の軒高以内の距離に建っていること 耐震診断において判定値が1.0未満であること
耐震シェルター	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。	耐震シェルター：かかった費用（限度額25万円） 防災ベッド：かかった費用（限度額15万円）	申請時における年齢が65歳以上であることまたは身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている人や介護保険法に規定する要介護認定を受けた人等、地震発生時に避難することが困難な人であること 耐震診断において判定値が1.0未満であること
アスベスト対策	建築物	アスベスト含有の吹付け建材が施工されている恐れのある建築物の、アスベスト含有の有無を分析調査する費用の一部を補助する。	対象建築物の分析調査に要する経費で、分析による調査を実施する機関に対して支払う額（限度額15万円）	対象建築物：市内に存する建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）のうち、アスベスト含有の恐れがある吹付け建材が施工されている恐れのある建築物